

## 「北海道子どもの貧困対策ネットワーク事業」委託業務 指示書

### 1 業務名

北海道子どもの貧困対策ネットワーク事業

### 2 業務の目的

様々な課題を抱える子どもの声を受け止め、支援につなげていく「子どもの居場所」の取組を各地域で広めていくため、コーディネーターの派遣や研修会を実施し、地域での取組を支援する。

### 3 業務の内容

#### (1) コーディネーター

ア 対象者 地域で子どもの居場所の開設を希望又は運営している者（市町村内に「子どもの居場所」がない市町村を優先する。）

イ 相談料 徴収しない。

ウ 実施内容 各地域に出向き、「子どもの居場所」の新規開設に向けた相談支援等を行う。  
その他、概ね週に3日、各種相談に応じる電話相談窓口を開設する。

エ 実施期間 契約締結の日から翌年3月10日まで実施。

#### (2) 研修事業

ア 対象者 地域で子どもの居場所の開設を希望又は運営している者

イ 参加料 徴収しない。

ウ 実施内容 先行事例の紹介や子どもの居場所の安定的な運営に向けた研修を実施する。  
なお、実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じること。

エ 実施回数 契約締結の日から翌年3月10日までに6回（檜山・上川を除く6振興局管内で各1回）実施。

#### (3) 情報発信

子どもの居場所について、民間との連携など、地域の実情に応じた情報の発信が可能となるよう情報収集及び報告書の作成を行う。

#### (4) 業務の進捗状況の報告

随時、必要に応じて業務の進捗状況について報告すること。

#### (5) 報告書の作成

上記の実施結果について、報告書を作成すること。

#### (6) 成果物の提出

ア 納入成果物及び納入形態

報告書（紙媒体（A4版）：2部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）：1式）

なお、電子データはword形式など編集可能な形式とすること。

イ 納入期限

令和4年（2022年）3月18日（金）

#### (7) その他

その他の具体的内容については、別途、道及び受託事業者が協議の上決定するほか、採択された提案内容は、契約締結時に協議の上、修正及び変更が加えられる場合がある。

### 4 契約期間

契約締結の日から令和4年（2022年）3月10日まで

### 5 予算額

4,304千円（消費税等の額を含む。）を上限とします。

以上